

授業料免除

1. 概要

授業料免除の制度は、経済的理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀と認められる学生を主に対象とし、申請に基づき選考の上、その学期（前期又は後期）の授業料を免除するものです。

授業料免除の申請は、前期分、後期分とその学期ごとに申請する必要があり、選考については、その期ごとに選考を行います。

また、免除は限られた予算の範囲内で実施されるため、必ずしも免除が許可されるとは限りません。

申請者は、結果の通知があるまで授業料の納付が猶予されます。（授業料の口座引落しが猶予されます。）したがって、その間納付しないでください。

なお、次に該当する場合は、申請はできません。

- ・すでに授業料を納付している場合

2. 授業料免除の申請資格者

- (1) 学生と生計を一にする者が、減免を受けようとする授業料の納期限前6月以内において、地震、風水害、火災その他の災害による著しい被害を受けた場合
- (2) 減免を受けようとする授業料の納期限前6月以内において、学生の学費を主に負担している者に死亡、生別、長期にわたる傷病、失業等の事情が生じた場合
- (3) 学生と生計を一にする者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、理事長が特に減免の必要があると認める場合

※ 「納期前6ヵ月以内とは、前期分申請は前年10月1日から当該年3月31日までの期間、後期分申請は当該年4月1日から9月30日までの期間です。

上記に該当していても、次に該当する場合は、対象となりませんので注意してください。

- ・ 病気、留学等の特別の理由がなく、留年している者

3. 願書の受付時期等

(1) 前期

① 願書受付

2月中旬～4月上旬（新1年生は入学後4月中旬）

② 選考結果の通知

6月頃

(2) 前期

① 願書受付

7月中旬～10月上旬

② 選考結果の通知

11月頃

※ 願書受付期間は学生掲示坂に掲示しますので注意してください。

（新入生は、入学オリエンテーションで説明します。）

4. 問い合わせ先

学務部学生支援班（本館2階）

TEL 093-285-3011